



e-Taxを利用して



行政文書の開示請求 保有個人情報の開示請求等



ができます！

メリット

- ◆ **開示請求手数料**が行政文書／保有個人情報 1 件につき300円⇒**200円**に！
- ◆ 自宅等の**パソコン**やご自身の**スマートフォン**から**申請可能**！
- ◆ 開示請求手数料・開示実施手数料の**電子納付**が可能！

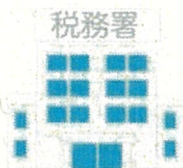
手続の流れ

————→ e-Tax → その他

開示請求者



税務署等



- ① 開示請求書等を提出
- ② 開示請求手数料に係る納付番号の通知
- ③ 開示請求手数料の納付（インターネットバンキング等）
- ④ 開示決定通知（郵送）
- ⑤ 実施申出書を提出
- ⑥ 開示実施手数料に係る納付番号の通知
- ⑦ 開示実施手数料の納付（インターネットバンキング等）
- ⑧ 開示の実施

- ※ 保有個人情報の開示請求等は、受付時の本人確認のため、**マイナンバーカード**等の電子証明書をご利用ください。
- ※ 代理人の方はご利用できません。
- ※ ⑤は、郵送等による実施申出書の提出も可能ですが、その場合、開示実施手数料の電子納付はできません。
- ※ ⑥及び⑦は、行政文書の開示請求の場合に限ります。
- ※ 写しの送付による開示の実施を希望される場合、郵送料分の切手の送付が必要となります。
- ※ 対象となる提出先は、国税庁、国税局、税務署及び国税不服審判所（本部・支部）です。



詳細は、**国税庁ホームページ**をご覧ください。

国税庁

検索

保有個人情報の開示請求をお考えの方へ

(操作手順はこちら)

過去3年分（令和2年分以降）のご自身の所得稅確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書については、**申告書等情報取得サービス**を利用することで、**無料**で申告書等のPDFファイルを取得できます。

⇒ サービス内容・操作手順は、**e-Taxホームページ**をご覧ください。



令和5年5月